

高浜町地域防災計画

原子力防災編

平成 26 年 8 月

高浜町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	2
第3節	計画の周知徹底	3
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	4
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	5
第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	7
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき 地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	12
第8節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	18
第9節	広域的な活動協力体制	24

第2章 原子力災害事前対策計画

第1節	基本方針	27
第2節	原子力事業者との防災業務計画に関する協議 及び防災要員の現況等の届出の受理	28
第3節	立入検査と報告の徴収	29
第4節	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	30
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	31
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	32
第7節	緊急事態応急体制の整備	36
第8節	避難収容活動体制の整備	39
第9節	飲食物の出荷制限、摂取制限	43
第10節	緊急輸送活動体制の整備	44
第11節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等	45
第12節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	49
第13節	行政機関の業務継続計画の策定	50
第14節	原子力防災等に関する住民等に対する 知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	51
第15節	防災業務関係者の人材育成	53
第16節	防災訓練等の実施	54
第17節	原子力発電所上空の飛行規制	56
第18節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	57
第19節	災害復旧への備え	58
第20節	要配慮者災害予防計画	59

第3章 緊急事態応急対策計画

第1節	計画の方針	62
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	63
第3節	対策本部活動体制の確立	66
第4節	退避、避難収容等の防護措置	77
第5節	治安の確保及び火災の予防	83

第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	84
第7節	緊急輸送活動	85
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	88
第9節	住民への的確な情報の伝達活動	91
第10節	自発的支援の受入れ等	94
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	96

第4章 原子力災害中長期対策計画

第1節	基本方針	97
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	98
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	99
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	100
第5節	各種制限措置の解除	101
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	102
第7節	被災者等の生活再建等の支援	103
第8節	風評被害等の影響の軽減	104
第9節	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	105
第10節	心身の健康相談体制の整備	106
第11節	住民相談体制の整備	107

資料編

資料1	高浜町防災会議条例	108
資料2	高浜町災害対策本部条例	109
資料3	高浜町災害対策本部事務分掌	110
資料4	原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書	115
資料5	福井県市町村災害時相互応援協定	118
資料6	福井県市町村消防相互応援協定書	120
資料7	防災関係機関連絡窓口一覧表	122
資料8	専用電話番号一覧表	126
資料9	福井県防災情報ネットワーク回線構成図	128
資料10	コンクリート屋内退避施設等の収容地区一覧表	130

様式

様式1	異常事態通報様式	132
様式2	原子力災害広報様式	135
様式3	緊急通報様式	136
様式4	被災地住民登録票	137

第1章 総則

- ・第1章 総則
 - ・第1節 計画の目的
-

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

- ・第1章 総則
 - ・第2節 計画の性格
-

第2節 計画の性格

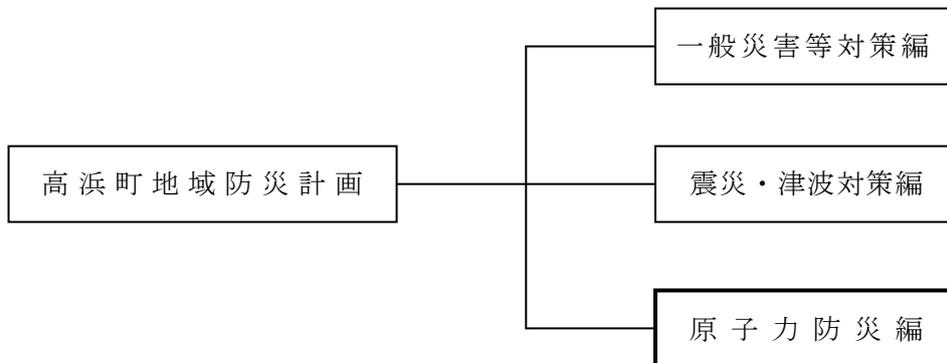
(1) 高浜町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、高浜町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力防災編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

(2) 高浜町における他の災害対策との関係

この計画は、「高浜町地域防災計画」の「原子力防災編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「高浜町地域防災計画（一般災害等対策編）」に準拠するものとする。



(3) 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

- 第1章 総則
- 第2章 原子力災害事前対策計画
- 第3章 緊急事態応急対策計画
- 第4章 原子力災害中長期対策計画

- ・第1章 総則
 - ・第3節 計画の周知徹底
-

第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。

又、各機関においてはこの計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

- ・第1章 総則
 - ・第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針
-

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力防災編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「防災指針」という。）を遵守するものとする。

又、福井県地域防災計画（原子力防災編）の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

- ・第1章 総則
 - ・第5節 計画の基礎とするべき災害の想定
-

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子力災害対策を的確に実施するためには、その要因である放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命及び身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

ア 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁があるが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

この際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向に一定の距離を移動するため広範囲に影響が及ぶ可能性がある。又、降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性がある。

固体及び液体状の放射性物質については、瓦礫に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器ベントや格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の滞留による原子炉建屋の爆発等の結果、放射性物質が大量に大気環境に放出されたこと、又、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。結果的に、セシウム等の放射性物質も放出されたこと等を経験している。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こりえることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

ア 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

イ 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等によって体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

(3) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

ア 原子力災害が一度発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が困難又は不可能となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。

イ 放射線測定器を用いることにより微量の放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。

ウ 普段から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。

エ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。

オ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に

- ・第1章 総則
 - ・第5節 計画の基礎とするべき災害の想定
-

対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害の特殊性を理由に、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

- ・第1章 総則
- ・第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

町において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備、非常用通信連絡設備の整備、避難対策の確立等、あらかじめ、原子力事業者が原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う事業所（以下「原子力事業所」という。）における異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある地域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく必要のある地域の範囲（以下「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」という。）は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に示される「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）」（以下「PAZ」といい、「原子力施設から概ね半径5km」とする。）及び「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）」（以下「UPZ」といい、「原子力施設から概ね半径5km以上から30km以内」とする。）を目安とし、高浜町の地勢、行政区画等の自然的、社会的周辺状況等及び原子力事業所の特徴を勘案して、以下のとおり設定する。

当該範囲は図1-1のとおりとする。又、町に関する原子力事業所の概要は、表1-1のとおりである。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域 ^{※1, ※2}
PAZ：原子力発電所から概ね半径5kmの範囲 （難波江、小黒飯、神野、神野浦、音海、上瀬、日引、宮尾、下、鎌倉、山中、東三松、西三松、緑ヶ丘、日置、青葉、青、横津海、関屋、出合、六路谷、蒜畠、高野、今寺、小和田、中山、若宮、塩土、大西、中町、今在家、本町、事代、赤尾町、中央、横町、菌部、子生、坂田、坂田グリーンタウン、笠原、中寄、畑、立石、宇治、南、湯谷）
UPZ：原子力発電所から概ね半径5km以上の範囲 （PAZで示した地区以外で、高浜地区の岩神、紫水ヶ丘、和田全地区）

※1：上記の表は、関西電力㈱高浜発電所を中心に高浜町の関係する各地区のみを記載

※2：関西電力㈱大飯発電所を中心としたUPZの範囲は、高浜町全町（PAZは該当なし）

（参考）「原子力災害対策指針」に示されているPAZ、UPZの考え方

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（EAL）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。

PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

イ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

- ・第1章 総則
 - ・第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
-

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。

UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

- ・第1章 総則
- ・第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

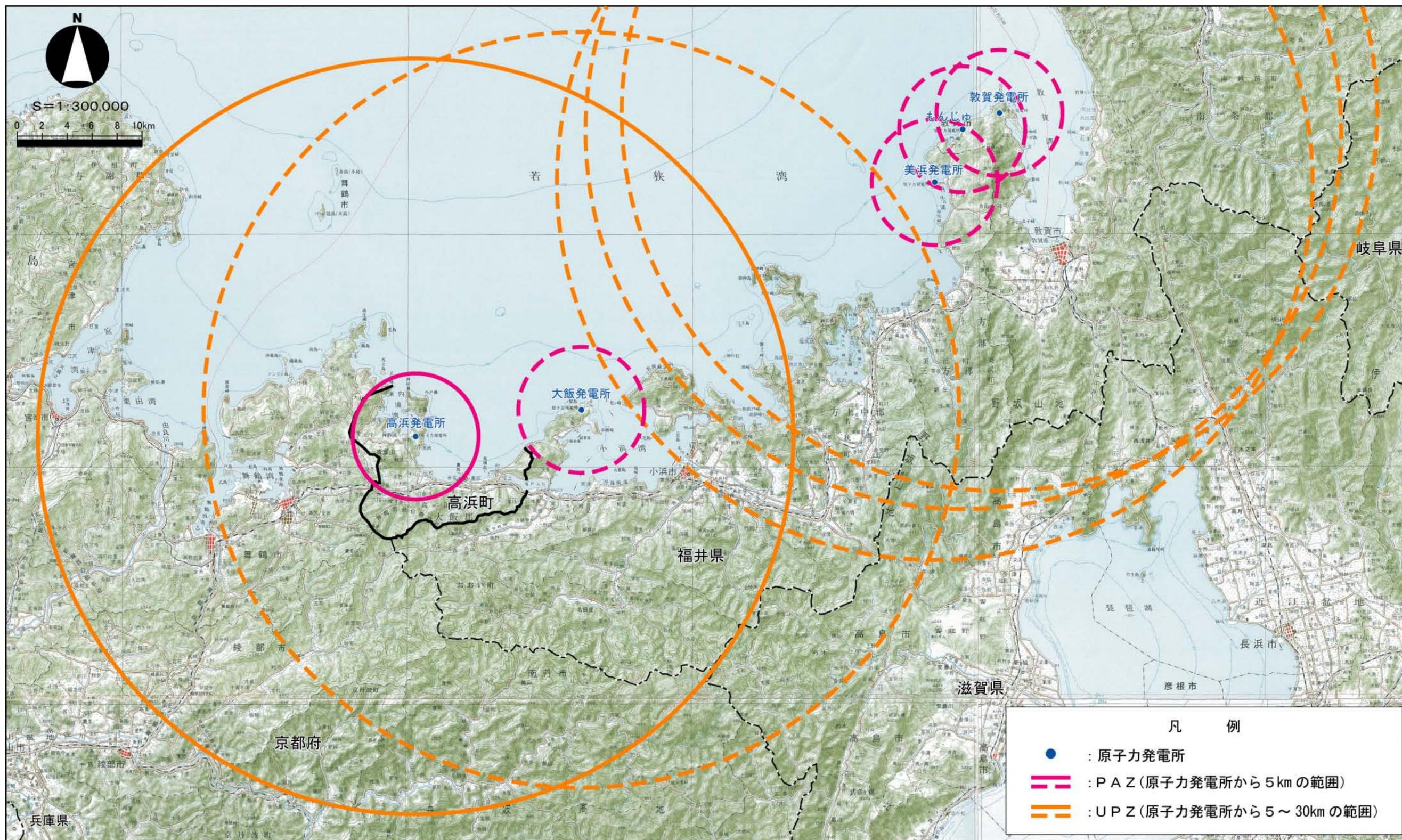


図1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

表1-1 町に関する原子力事業所設置概要

(平成25年4月1日現在)

原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月	営業(本格)運転 開始年月日
関西電力(株)高浜発電所	1号機	高浜町田ノ浦	PWR	82.6	S.44.5	S.44.12.12	S.45.4	S.49.11.14
	2号機	〃	〃	82.6	S.45.5	S.45.11.25	S.46.2	S.50.11.14
	3号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.1.17
	4号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.6.5
関西電力(株)大飯発電所	1号機	おおい町大島	PWR	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.10	S.54.3.27
	2号機	〃	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.11	S.54.12.5
	3号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.3.12.18
	4号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.5.2.2
小計			8基	810.2				

(注) 1. PWR (Pressurized Water Reactor) : 加圧水型軽水炉
2. 着工年月は、工事計画認可の月とした。

- ・第1章 総則
 - ・第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
-

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

(1) 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

(上記、事象等の細部は、表1-2「緊急事態区分とEALについて」のとおり。)

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態（高浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

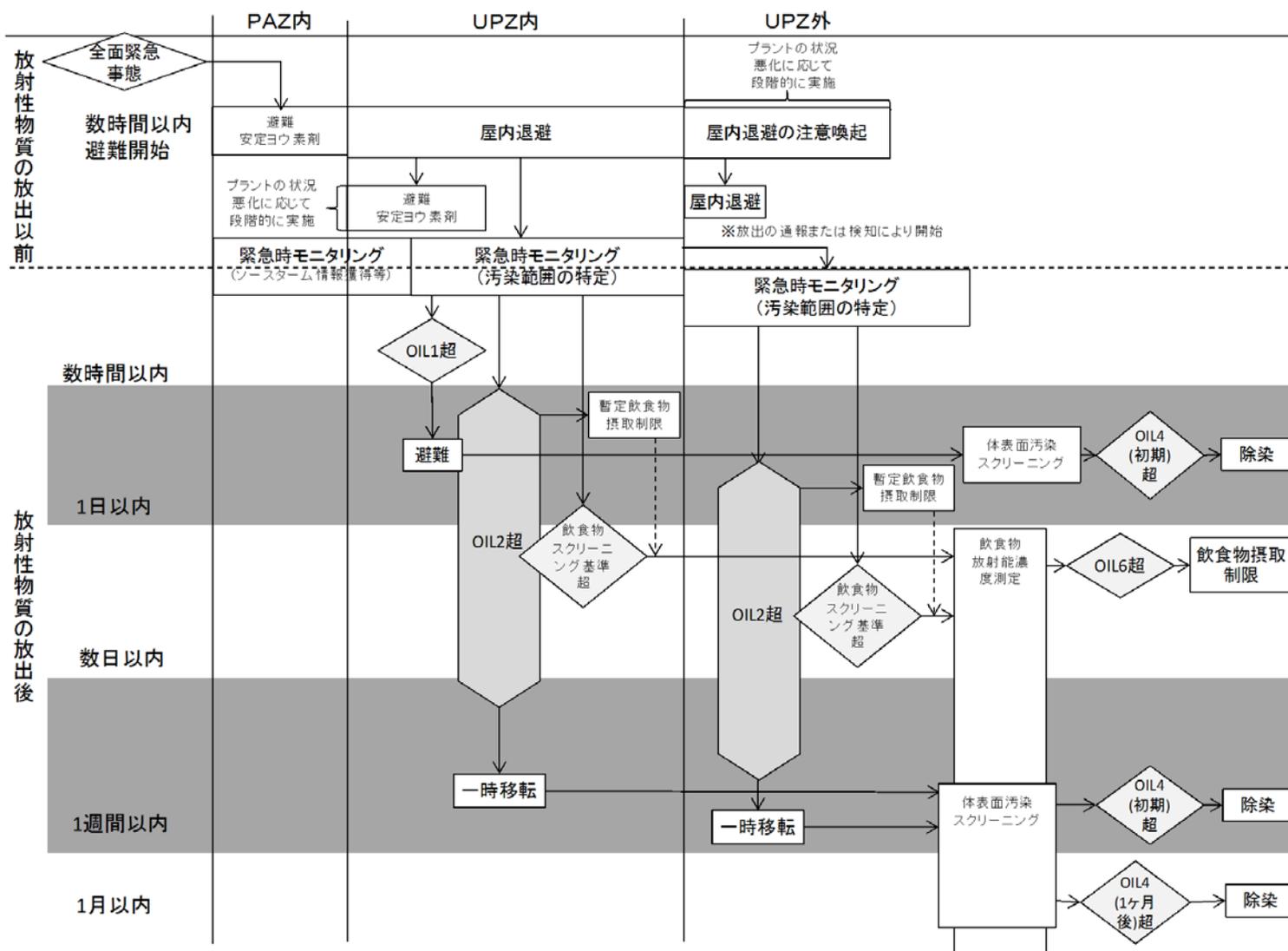
又、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

細部は、図1-2「防護措置実施のフローの例」及び表1-3「O I Lと防護措置について」参照。

図1-2 防護措置実施のフローの例



- ・第1章 総則
- ・第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

表1-2 緊急事態区分とEALについて

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
(第1段階) 警戒事態	<ol style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑬ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等) ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

・第1章 総則

・第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

施設敷地緊急事態
(第2段階)

- ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
- ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
- ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。
- ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
- ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

・第1章 総則

・第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

全面緊急事態
(第3段階)

- ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。
- ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
- ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
- ④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。
- ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。
- ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
- ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。
- ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
- ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
- ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

表1-3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※6}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
 ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
 ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
 ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
 ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
 ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
 ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
 ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
 ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、又、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

- ・第1章 総則
- ・第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力災害対策に関し、町・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、高浜町地域防災計画一般災害等対策計画編第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
第1 高浜町	防災安全課	(1) 原子力事業者（高浜）防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (2) 原子力事業者（大飯）防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答及び原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 町防災会議に関する事務 (10) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (11) 環境条件の把握 (12) 災害状況の把握及び伝達 (13) 災害対策本部等に関する事務 (14) 緊急時における国、県等との連絡調整 (15) 緊急時モニタリングの実施に対する協力 (16) 広報 (17) 退避及び避難に関する計画に関すること (18) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (19) 緊急被ばく医療措置に関すること (20) 飲食物等の摂取制限等 (21) 緊急輸送及び必要物資の調達 (22) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (23) 防災業務関係者の被ばく管理 (24) 災害救助法の要請 (25) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (26) 広域応援の要請及び受入れ (27) 文教対策 (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 県の行う原子力防災対策に対する協力
第2 大野市 志賀町（石川県）	防災担当課	(1) 生活物資の供給 (2) 被災者の救出・医療などに必要な職員の派遣 (3) 避難所の設置、応急仮設住宅、行政機能継続場所の提供 (4) 児童生徒の受け入れ、就業機会の提供

- ・第1章 総則
- ・第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
第3 その他の市町	防災担当課	(1) 関係市町の応援 (2) 避難誘導の援助 (3) 広域避難所の開設 (4) 広報
第4 福井県	危機対策・防災課	(1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 福井県事故対策本部及び災害対策本部に関する事務 (13) 国の緊急時モニタリングの実施に関する協力 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 緊急被ばく医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力災害対策に関する指示・指導・助言及び協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

- ・第1章 総則
- ・第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
	教育庁 生涯学習課	(1) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避及び避難に関する体制の確立と実施 (3) 退避（避難）施設としての協力
第5 県警察本部 小浜警察署 (高浜交番) (和田駐在所) (青駐在所)	警備課	(1) 周辺地域に関する情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (4) 交通規制及び緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
第6 若狭消防組合 若狭消防署(高浜分署) (高浜消防団)	警防課	(1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 住民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること

第6 指定地方行政機関

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
1 中部管区警察局	広域調整 第二課	(1) 管内県警察の指導、調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2 北陸総合通信局	総務課	(1) 電波の統制管理及び有線電気通信の監理 (2) 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
3 北陸財務局 福井財務事務所	総務課	(1) 地方公共団体に対する災害短期資金（貸金運用部資金）の融通 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査
4 近畿厚生局	総務課	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の指示調整 (3) 原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の指示
5 福井労働局	総務課	(1) 原子力事業所の労働者の被ばく管理及び労働災害防止に関する監督指導 (2) 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償
6 北陸農政局 福井地域センター	企画調整課 農政推進課	(1) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主要食糧の確保と引渡し
7 近畿中国森林管理局 福井森林管理署	総務課	(1) 国有林における汚染対策
8 近畿経済産業局	資源エネルギー 一環境課	(1) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2) 原子力事業所の安全確保及び防災に関する協力
9 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局	総務課	(1) 原子力事業所の安全確保及び防災に関すること

- ・第1章 総則
- ・第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
10 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所	防 災 課	(1) 一般国道（指定区間）の管理
11 中部運輸局 福井運輸支局	総務企画担当	(1) 原子力災害時における船舶の運航事業に対する航海協力要請 (2) 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3) 原子力災害時における施設等の選定及び収用の協力要請 (4) 原子力災害時における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (5) 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
12 大阪航空局 小松空港事務所	管 理 課	(1) 原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
13 東京管区气象台 福井地方气象台	防災業務課	(1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供 (3) 原子力災害時における緊急時モニタリング支援
14 第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部 小浜海上保安署	警備救難課	(1) 原子力災害時における海上交通規制及び警備措置 (2) 原子力災害時における船舶に対する広報 (3) 原子力災害時における海上モニタリング支援 (4) 原子力災害時における海上における救助及び船舶による避難の誘導

第7 自衛隊

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
1 陸上自衛隊	中部方面 総 監 部 防 衛 部 防 衛 課 運 用 室	(1) 災害派遣要請に対する調整
	第 1 4 普通科連隊 第 3 科	(1) 原子力災害時における人命及び財産の保護のための部隊の派遣 (2) 原子力災害時における災害時要援護者の緊急輸送支援（航空輸送支援を含む。） (3) 原子力災害時における自家用車避難をしない住民の輸送支援 (4) 原子力災害時における空中モニタリング支援
2 海上自衛隊	舞鶴地方 総 監 部 防 衛 部	(1) 原子力災害時における海上輸送その他応急対策の支援 (2) 原子力災害時における海上モニタリング支援
3 航空自衛隊	第6航空団 防 衛 部	(1) 原子力災害時における航空輸送その他応急対策の支援 (2) 原子力災害時における空中モニタリング支援

- ・第1章 総則
- ・第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
1 西日本電信電話(株)	福井支店	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
2 日本赤十字社 (福井県支部)	福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義えん金品の募集、配分
3 日本郵便(株) (町内郵便局)	北陸支社 (各郵便局)	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
4 (株)エヌ・ティ・ティ ドコモ北陸支社	福井支店	(1) 原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
5 KDDI(株)	北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
6 ソフトバンクモバイル(株)	北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
7 (社)福井県医師会		(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
8 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) (若狭和田駅、若狭高浜駅、 三松駅、青郷駅) ・福井鉄道(株)	金沢支社 運 輸 課	(1) 原子力災害時における人員の緊急輸送
9 日本通運(株)	福井支店	(1) 災害対策用物資の輸送
10 西日本高速道路(株)	福知山高速 道路事務所	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
11 報道機関 ・日本放送協会 (福井放送局) ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株)		(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達
12 電力関係機関 ・関西電力(株) ・日本原子力発電(株) ・(独)日本原子力研究開発機 構	原子力事業本 部 敦賀発電所 敦賀本部	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2) 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運 営 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整 備、施設及び設備の整備点検 (5) 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報及び報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県及び町が実施する原子力防災対策へ の積極的な協力

- ・第1章 総則
- ・第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
13 研究研修機関 ・(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	福井支所	(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討及び緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員及び機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
14 (財)福井原子力センター		(1) 原子力防災に関する知識の普及 (2) 県・町が実施する緊急事態応急対策への協力

第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設等

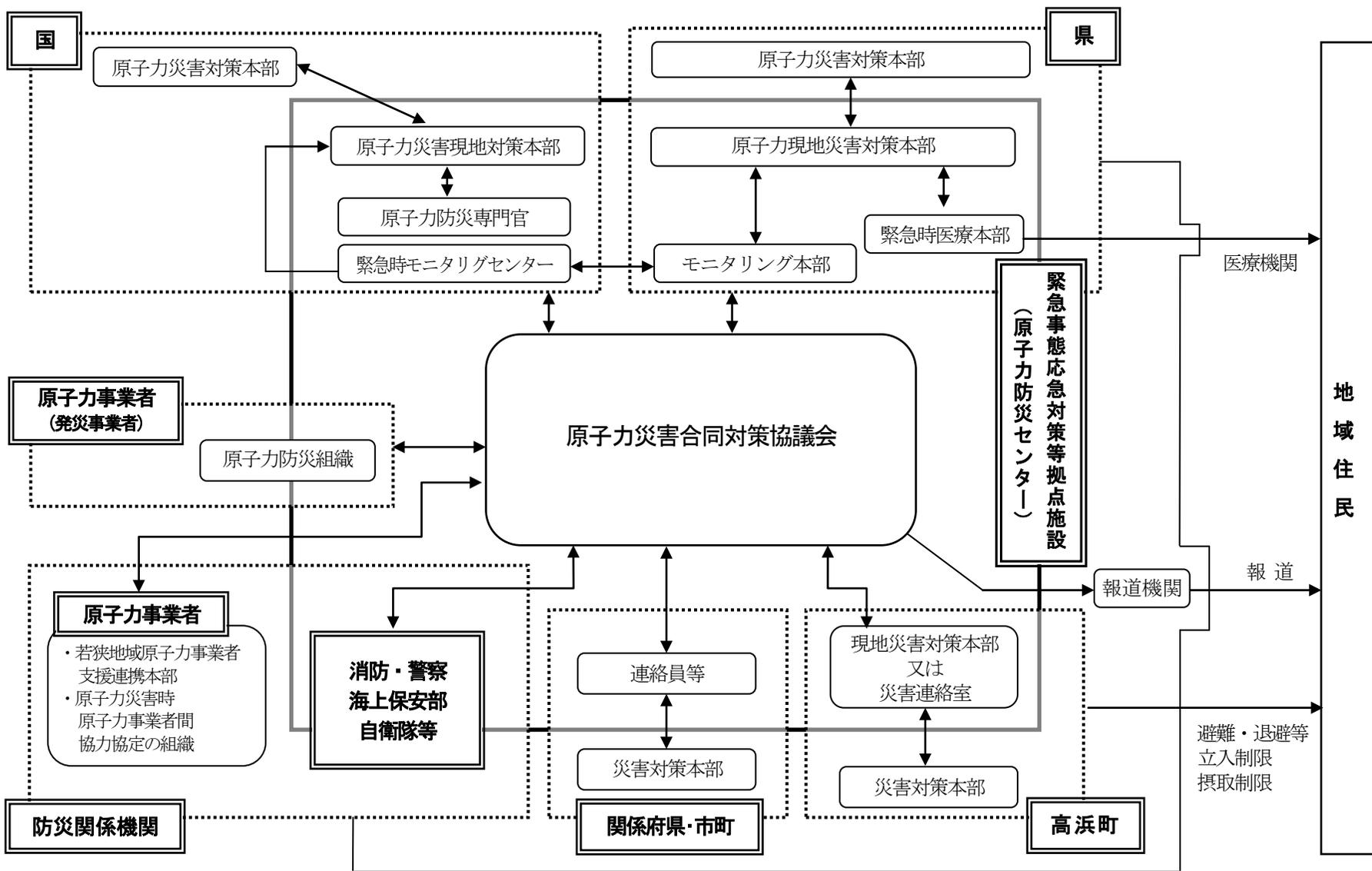
機関名	連絡の窓口	事務又は業務
1 若狭農業協同組合 (高浜総合支店)		(1) 被害状況調査及び応急対策の協力 (2) 農産物の出荷制限等応急対策の指導 (3) 食糧供給支援 (4) 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力
2 れいなん森林組合 (高浜連絡所)		(1) 被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 林産物に関する対策の指導
3 若狭高浜漁業協同組合		(1) 水産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 組合員の被災状況調査及びその応急対策 (3) 漁船等への広報協力
4 高浜町商工会		(1) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋
5 高浜町観光協会		(1) 観光客への広報協力 (2) 旅館及び観光業者への周知協力
6 高浜消防団		(1) 住民の避難誘導 (2) 避難地区の巡回
7 若狭高浜病院		(1) 原子力災害時における初期被ばく医療の実施 (2) 原子力災害時における負傷者の医療、助産救助等への協力
8 高浜町社会福祉協議会		(1) 災害時要援護者の収容 (2) ボランティアの受入れ配備 (3) 義援金の受付
9 若狭高浜病院附属介護老人保健施設		(1) 原子力災害時における避難誘導等の入所者の安全確保
10 金融機関		(1) 被災事業者等に対する資金の融資
11 小浜医師会		(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施

- ・第1章 総則
 - ・第9節 広域的な活動協力体制
-

第9節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、町、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、県、原子力事業者その他防災関係機関が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。その体制の概念は、図1-3に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。

図1-3 防災対策図（概念図）



- 第 1 章 総則
 - 第 9 節 広域の公活動協力体制
-

第2章 原子力災害事前対策計画

- ・ 第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・ 第1節 基本方針
-

第1節 基本方針

各課共通 消防団 消防本部

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

- ・ 第 2 章 原子力災害事前対策計画
 - ・ 第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
-

第 2 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

防災安全課

第 1 方針

原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原災法第 7 条第 1 項の規定に基づき原子力事業所ごとに原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に関する協議、当該計画に定める原子力防災要員等の届出について定める。

第 2 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

- (1) 町は、原災法第 7 条第 1 項の規定に基づき原子力事業者が、毎年、必要があると認められる場合に作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の 60 日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。
- (2) 町は、大飯発電所原子力事業者が修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- (3) 原子力事業者は、町、国の主務省庁、県に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存するものとする。

第 3 原子力防災要員等の届出の受理

町は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況（原災法第 8 条第 4 項）、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任（原災法第 9 条第 5 項）、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況（原災法第 11 条第 3 項）について、県から写しが送付されてきた場合には受領し保管するものとする。

- ・ 第 2 章 原子力災害事前対策計画
 - ・ 第 3 節 立入検査と報告の徴収
-

第 3 節 立入検査と報告の徴収

防災安全課

町は、必要に応じ、原災法第 3 1 条及び第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することなどにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する町の職員は、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

- ・ 第 2 章 原子力災害事前対策計画
 - ・ 第 4 節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携
-

第 4 節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

防災安全課

第 1 原子力専門官との連携

町は、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、県が原子力事業者その他防災関係機関と定期的開催する連絡会議に参加するものとする。

- (1) 高浜町地域防災計画（原子力防災編）の作成（又は修正）
- (2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- (3) 原子力防災訓練の計画策定及び実施
- (4) 原子力防災センターの防災拠点としての活用
- (5) 事故時の連絡体制及び住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6) 防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応
- (7) その他原子力防災に関すること

第 2 地方放射線モニタリング対策官との連携

町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と連携を図り、実施するものとする。

- (1) 緊急時モニタリング計画の作成
- (2) 緊急時モニタリング計画の作成
- (3) 事故時の連絡体制の準備
- (4) 緊急時モニタリング訓練の実施
- (5) 緊急時モニタリングセンターの準備
- (6) 緊急時モニタリングの実施
- (7) 他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
-

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

防災安全課

- (1) 町は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な緊急事態応急対策等が行えるようにするため、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化に努めるものとする。
又、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 町は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

防災安全課

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な通信連絡や住民に対する防護措置に関する情報等、的確かつわかりやすい情報の迅速な伝達が重要なことから、これらに必要な設備及び体制の整備を図る。

第1 情報収集・連絡・伝達体制の整備

- (1) 町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知して、これらの災害対策本部間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。
又、原子力防災専門官と常時連携を密にし、緊急時に備えた連絡体制の整備を推進するものとする。
ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）
- (2) 町は、情報収集活動を容易にするため、国及び県の支援を受け、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を実施するため、原子力災害が発生した現地の状況について、必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。
- (4) 町は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- (5) 町は、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、緊急時に有効な衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するものとする。
- (6) 町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。
- (7) 町は、災害用に使用する通信機器について、その運用方法について習熟しておくものとする。
- (8) 町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの拡充に努めるものとする。

第2 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、以下の緊急通信手段の確保等を推進するとともに、その操作方法等について習熟しておく。又、県を通じて通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

- (1) 防災行政無線の整備

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、移動系防災無線及び同報系防災無線の設置を推進する。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、県を通じて衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

(3) 多様な媒体の活用

町は、防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、県と連携して防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の災害時優先電話、又、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。

(4) 情報収集・伝達システムの整備

町は、災害情報を迅速に収集するため、県を通じて無線電話、携帯電話等を整備するとともに、県警察本部が整備したヘリコプターテレビ伝送システムの活用を図るものとする。

(5) 原子力防災センターにおける通信連絡設備の整備

町は、国及び県と連携し、町と原子力防災センターとの間の通信体制を充実・強化するため、公衆回線、専用回線及び衛星回線を整備するものとする。

又、町、国、県、及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システムを整備するものとする。

(6) 原子力事業者の通報設備の整備

原子力事業者は、地震及び火災等の発生における県、町及び消防等関係機関への迅速な通報のため、原子力発電所から県、町及び消防等関係機関への通報設備の整備の維持・拡充を図るものとする。

(7) 通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等を防止するため、県及び関係機関等と連携しあらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、県を通じて国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

(8) 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、国及び県と連携して非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を行うものとする。

(9) 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、国及び県と連携して収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

又、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第6節 情報の収集・連絡体制等の整備
-

る。

(3) 防災対策上必要な資料の整備

町は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、県及び町の地域防災計画・原子力防災編（避難計画等を含む。）並びに原子力事業者防災業務計画等の他、次の資料を適切に整備し・更新して、災害対策本部設置予定施設や原子力防災センターなどに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

ア 原子力防災体制に関する資料

- (ア) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する資料
- (イ) 協定書
- (ウ) 原子力防災センターに関する資料
- (エ) 町の事故対策本部、災害対策本部等に関する資料
- (オ) 国の専門家に関する資料
- (カ) 防災関係機関に関する資料

イ 原子力事業所の設置状況に関する資料

ウ 情報収集・連絡体制に関する資料

- (ア) 専用電話に関する資料
- (イ) 町防災行政無線に関する資料
- (ウ) 有線電話に関する資料
- (エ) 原子力発電所通信施設に関する資料
- (オ) 船舶に対する周知システムに関する資料

エ モニタリングに関する資料

- (ア) 平常時放射線モニタリングに関する資料
- (イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の見込み地点図、及び環境試料採取の見込み地点図
- (ウ) 緊急時モニタリングセンターの運営に関する資料
- (エ) モニタリング資機材に関する資料
- (オ) 気象に関する資料

オ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料

- (ア) 医療関係資機材に関する資料
- (イ) 病院（診療所）に関する資料
- (ウ) 緊急時医療本部の運営に関する資料
- (エ) 放射線医学総合研究所に関する資料

カ 防護資機材等に関する資料

- (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料
- (イ) 緊急時における避難用車両確保に関する資料
- (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料

キ 輸送交通機関、資機材輸送等に関する資料

ク 広報活動に関する資料

- (ア) 報道機関及びCATVに関する資料
- (イ) 海上広報に関する資料

ケ 農林蓄水産物に関する資料

- (ア) 生産及び出荷状況に関する資料
- (イ) 流通経路に関する資料
- (ウ) 水源地及び飲料水に関する資料

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第6節 情報の収集・連絡体制等の整備
-

コ 退避・避難等に関する資料

(ア) 原子力事業所周辺の人口、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）等に関する資料

(イ) 道路状況に関する資料

(ウ) ヘリポートに関する資料

(エ) 退避等施設（コンクリート建物等）に関する資料

(オ) 特殊施設に関する資料

サ 放射性物質による汚染の除去に関する資料

(ア) 汚染方法・能力・効果に関する資料

(イ) 廃棄方法・場所等に関する資料

シ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

(ア) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

(イ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

ス その他原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及びその周辺地域の人口分布、地図等（種々の縮尺）、原子力防災対策上必要な資料

(4) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原災法第12条第4項の規定に基づき国に対して提出することになっている次の資料について、その写しを町に対しても提出するものとする。提出した資料の内容に変更があったときも同様とする。

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子炉等規制法の規定により提出された申請書に基づく原子力事業所の施設の構造等を記載した書類

ウ 原子炉等規制法の規定により主務大臣の認可を受けた保安規定

エ 原子力事業所の施設の配置図

又、原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲及びその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料を整備するものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第7節 緊急事態応急体制の整備

第7節 緊急事態応急体制の整備

防災安全課

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

又、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、情報収集事態若しくは警戒事象（町において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合を除く。以下、この節において同じ。）又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。又、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 高浜原子力防災センターの立ち上げ準備体制

町は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、直ちに原子力防災専門官及び県と協力して、高浜原子力防災センターの立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議を高浜原子力防災センターにおいて開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、同センターへの派遣手段等を定めておくものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。又、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

又、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際 of 意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

町は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会是对策拠点施設に設置することとされている。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺府県、所在市町及び関係周辺市町のそれぞれ

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第7節 緊急事態応急体制の整備
-

の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、町は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

又、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺府県、所在市町、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。
- (2) 町は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

又、町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(1) 福井県・市町村災害時相互応援協定の活用

町は、町独自では避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、町が他の市町村に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町村災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

(2) 福井県大野市、石川県志賀町との災害時相互応援協定の活用

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第7節 緊急事態応急体制の整備
-

町が独自で大野市、志賀町と締結した「災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

(3) 福井県市町村消防相互応援協定の活用

若狭消防組合消防本部は、「福井県市町村消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

第8 緊急事態応急対策等拠点施設の整備

- (1) 町は、原災法第12条の規定に基づく対策拠点施設（この章においては高浜原子力防災センターを指し、以下「原子力防災センター」という。）の指定又は指定の変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 町は、県が国の協力を得て行う原子力防災センターの整備に協力する。
- (3) 町は、平常時から国、県、原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、当該施設、設備、資機材、資料等について適切に維持・管理に努めるものとする。
- (4) 町は、国及び県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第9 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、関係周辺府県、所在市町及び関係周辺市町、原子力事業者及び及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

町は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに連絡体制を構築しておく。

第10 専門家の派遣要請手続き

町は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

第12 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

又、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第7節 緊急事態応急体制の整備

員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

防災安全課

第1 避難計画の作成

町は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を策定するものとする。

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

避難行動においては、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

又、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

第2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

町は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、をその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

又、町は指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

町は、県と協力し、広域避難も想定して避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第8節 避難収容活動体制の整備
-

体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

又、町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難場所における設備等の整備

町は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 避難行動要支援者に関する措置

- (1) 町は、避難行動要支援者（町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- (3) 町は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

第4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 町は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。
- (2) 町は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第8節 避難収容活動体制の整備
-

なお、町は、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

- (3) 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

又、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所等以外に避難をする場合があることに留意する。

第8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

町は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第10 避難場所等・避難方法等の周知

町は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等^{含む}）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第8節 避難収容活動体制の整備
-

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

又、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等
-

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

まちづくり課

第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

町は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

町は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第10節 緊急輸送活動体制の整備
-

第10節 緊急輸送活動体制の整備

防災安全課

第1 専門家の移送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、町の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (2) 町は、県、県警察、その他防災関係機関と連携し、避難住民及び物資のより迅速な輸送方法の確立を図るものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等

防災安全課 保健課

第1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県及び若狭消防組合消防本部と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、県の助言を受け、広報車、救助工作車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

町は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制等の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

(1) 事前配布体制の整備

ア 町は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

イ 町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。又、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

ウ 町は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

エ 町は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。又、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 町は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等
-

予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

- (3) 町は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第5 消火活動体制の整備

町は、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、県の助言を受け、平常時から消防水利の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制の整備に努めるものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、又、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、町は、国、県、県警察、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる下記ア～カに掲げる防災活動資機材等の整備を図るものとする。

又、町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

- ア 個人の被ばく線量を測定する個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）
- イ 放射性物質又は放射線による汚染防止のための防護器具（防護服、防護マスク、手袋等）
- ウ 汚染等の測定を行うサーベイメータ等（電離箱式サーベイメータ等）
- エ 住民に対する広報用機器（CATV、インターネット、拡声器、ハンドマイク等）
- オ 防災業務関係者へ連絡を行うための通信機器（ポケットベル、携帯電話、携帯無線機等）
- カ 防災用車両（広報車両、搬送車両等）

第7 物資の調達、供給体制の整備

- (1) 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。又、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

- (2) 町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第8 緊急被ばく医療体制の確立

- (1) 初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関の整備

県が整備する「初期被ばく医療機関」4箇所、「初期被ばく医療支援機関」4箇所、「二次被ばく医療機関」2箇所は表2-1のとおりであり、次の機能を有するものである。

ア 二次被ばく医療機関においては、次の機能を有するよう整備するものとされている。

- (ア) 細密な除染
- (イ) 生体試料による汚染状況及び被ばく線量の測定

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等

- (ウ) 局所被ばく患者の合併損傷を含めた入院診療
- (エ) 高線量被ばく、内部被ばく患者に対する診療
- (オ) これらについて、従たる二次被ばく医療機関は人的、技術的支援を行う。
- イ 初期被ばく医療機関については、次の機能を有するよう整備するものとされている。
 - (ア) 軽度の汚染のふき取り等の簡易な除染
 - (イ) 軽度の汚染を伴う創傷、熱傷等の救急医療措置
- ウ 初期被ばく医療支援機関においては、初期被ばく医療機関が様々な事由により、被ばく患者の外来診療が困難となった場合等に、上記の機能を有し、外来診療を行うものとされている。

表2-1 初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関

区分		診療機能	医療機関名	所在地
二次	二次被ばく医療機関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1
		診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3
初期	初期被ばく医療機関	外来診療	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-11
			市立敦賀病院	敦賀三島町 1-6-60
			杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
			若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	初期被ばく医療支援機関	外来診療支援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1
			福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
			福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
			公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31

(2) 広域災害・救急医療情報システム等の活用

町は、県が整備した広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町村、防災関係機関ならびに広島大学、放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立大学付属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）のネットワーク化を図るものとする。

(3) 救急医療班の整備

町は、県と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行なうための計画をあらかじめ定めるものとする。

(4) 心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第9 救護所間等の情報通信体制の整備

町は、救護所の予定施設や病院等へのパソコンの導入を促進するとともに、原子力防災センターと救護所間において情報を共有するシステムの整備を図るものとする。

第10 被ばく医療措置訓練の実施

町は、県、原子力事業者、医療関係者及びその他の防災関係者と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備等
-

第11 原子力事業者における通報連絡体制等の整備

原子力事業者は事業所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図るとともに、町、県、医療機関、搬送機関（消防、海上保安庁、自衛隊等）等の関係機関との通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を保持するものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

防災安全課

- (1) 町は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。又、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 町は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、町防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 町は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

町は、原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、FM文字多重放送、ワンセグ放送、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、携帯端末による電子メール等新たな媒体の活用を図り、コミュニティ放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進めるものとする。

又、その他の媒体として、電光掲示板、有線放送、県が構築した災害情報インターネット通信システムの活用を図るものとする。

さらに、高浜町有線テレビ放送（CATV）局の活用を図り、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進めるものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第13節 行政機関の業務継続計画の策定
-

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

各課共通 消防団 消防本部

第1 計画の方針

町は、災害発生時の緊急事態応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

第2 業務継続体制の確保

実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

防災安全課

第1 計画の方針

住民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要である。このため、町は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

第2 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 広報活動

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、県から必要な助言を受けるものとする。

- ア 放射性物質及び放射線の特性
- イ 原子力施設の概要
- ウ 退避等施設の位置
- エ 原子力災害と原子力防災対策
 - (ア) 過去の原子力災害の事例
 - (イ) 原子力災害に関する特性
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法制定による新たな枠組み
 - (エ) 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容
- オ 原子力災害時における留意事項
 - (ア) 緊急時にとるべき行動
 - (イ) 避難等施設での運営管理、行動等に関すること
 - (ウ) 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点
 - (エ) 要配慮者への支援に関すること
- カ その他必要な事項

(2) 避難先の連絡について

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(3) 広報の方法

町は、防災知識の普及に当たっては、広報誌、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

(4) 大規模災害に関する情報の公開・発信

- ア 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- イ 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
-

(5) 防災訓練の活用

町は、原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第15節 防災業務関係者の人材育成

第15節 防災業務関係者の人材育成

防災安全課

第1 計画の方針

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

第2 町における研修

町は、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材及び装備の使用方法等の習熟を図るものとする。

又、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 原子力発電所等の施設に関する知識
- (3) 原子力災害とその特性に関する知識
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する知識
- (5) モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に町、国、県及び国等が講じる対策に関する知識
- (8) 緊急時に住民がとるべき行動及び留意事項に関する知識
- (9) 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- (10) その他緊急時対応に関すること

第3 原子力事業者における教育、研修

- (1) 原子力事業者は、原災法第8条第1項の規定に基づく原子力防災組織の構成員に対して、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うものとする。

又、原子力事業者は、町及び県の行う研修に協力し、町及び県から講師等の派遣要請があったときには、積極的に派遣を行うものとする。

- (2) 原子力事業者は、消防計画等に基づき、原子力発電所の従業員等関係者に対する火災予防教育に努めると共に、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練の実施に努めるものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第16節 防災訓練等の実施

第16節 防災訓練等の実施

防災安全課 消防団 消防本部 小浜警察署

第1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の計画策定及び協力

- (1) 町は、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するための計画を策定するものとする。
- (2) 町は、県が次に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行う場合、支援するものとする。
 - ア 緊急時通信連絡訓練
 - イ 災害対策本部等設置運営訓練
 - ウ 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
 - エ 自衛隊災害派遣運用訓練
 - オ 緊急時モニタリング訓練
 - カ 緊急被ばく医療措置訓練
 - キ 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - ク 周辺住民避難訓練
 - ケ 消防活動訓練・人命救助活動訓練
 - コ 避難所等運営訓練
 - サ 広報訓練
 - シ 交通対策等措置訓練
- (3) 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に当該町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第3 防災訓練の実施

町は、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するものとする。

(1) 要素別訓練等の実施

町は、県が定める防災訓練計画に基づき、定期的実施する防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた防災訓練を支援するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき、必要に応じて住民の協力を得て、国、原子力

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第16節 防災訓練等の実施
-

防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第4 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

町は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、高浜町地域防災計画（原子力防災編）の修正等を行うものとする。

第5 防災訓練に関する普及啓発

町は、住民に対して、町広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るものとする。

第6 防災訓練のための通行規制

県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を規制するものとする。

第7 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第20節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第17節 原子力発電所上空の飛行規制

第17節 原子力発電所上空の飛行規制

防災安全課

第1 計画の方針

原子力関係施設地帯の航空安全確保に関する規制措置については、昭和46年8月の自衛隊の低高度訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、本節第2の規制措置が国（運輸省、現国土交通省）においてとられたが、この飛行規制措置について、町、国、県及び原子力事業者が連携して対応する。

第2 国の航空安全確保に関する規制措置

国（国土交通省）は、原子力関係施設に対する航空機による災害を未然に防止するため、次により航空安全の確保に関する規制措置を行っている。

- (1) 原子力施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書きの許可（最低安全高度以下の飛行に係る許可）は行わないこと。（「原子力関係施設上空の許可について」昭和44年7月5日付け空航第263号運輸省航空局長通達ほか）
- (2) 原子力施設付近の上空（①北緯35度56分34秒／東経136度06分24秒 ②北緯35度43分／東経136度19分 ③北緯35度35分／東経136度13分 ④北緯35度36分／東経135度38分）の内側で自衛隊低高度訓練及び試験飛行等を行う場合は、北緯35度42分／東経135度58分の地点、北緯35度44分／東経135度59分の地点及び北緯35度45分／東経136度01分の地点を中心とする半径2海里の円内の区域の直上2,000フィートまでの空域を飛行禁止する。（航空路誌：平成12年1月27日公示）
なお、上記原子力施設上空の飛行について、2,000フィート以上の空域についても水平飛行等の通常の飛行を行うよう指導している。
- (3) 原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯及び昼間障害標識をつけるように努めるものとする。

第3 町の対応

町は、規制措置違反の疑いのある航空機等を発見した場合は、直ちに県及び大阪航空局小松空港事務所に連絡するものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
-

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

防災安全課 消防本部 小浜警察署 小浜海上保安署

第1 計画の方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

第2 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第19節 災害復旧への備え
-

第19節 災害復旧への備え

防災安全課

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
- ・第20節 要配慮者災害予防計画

第20節 要配慮者災害予防計画

防災安全課 福祉課

第1 計画の方針

原子力災害は、通常五感に感じないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第2 災害応急体制の整備

(1) 社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理責任者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 退避等体制の整備

町は県と連携し、国、原子力防災専門官及び原子力事業者の協力のもと、要配慮者に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達され、又、要配慮者を適切に退避等誘導するため、地域住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に係る退避等誘導体制の整備に努めるものとする。

又、社会福祉施設の管理者は、各施設から退避等施設に至るまでの経路を点検し、退避等を行う際に障害となる物を除去するなど、退避等道路の安全確保を図るものとする。

(3) 介護体制の整備

町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅介護体制や退避等施設での要配慮者の介護体制（二次退避等施設の設置を含む。）を整備するものとする。

第3 情報連絡・伝達設備及び体制の整備

(1) 情報連絡・伝達設備の充実

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備の充実については、本章第6節「情報収集・連絡体制等の整備」により整備を図るものとする。

又、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

(2) 情報連絡・伝達体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第6節「情報収集・連絡体制等の整備」により整備を図るものとする。

又、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、退避等施設での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。

第4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 町は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、妊産婦など要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第20節 要配慮者災害予防計画
-

組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

- (2) 町は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。又、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。又、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、町は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援プラン等の整備に努めるものとする。

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、条例に特別の定めがある場合を除き、要配慮者本人の同意を得た上で、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他関係者に対し、要配慮者に関する情報を提供するものとし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意をえることなく、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他関係者に対し、要配慮者に関する情報を提供することができる。

町は、要配慮者に関する情報を提供するときは、情報の提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る要配慮者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (3) 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第5 防災知識の普及

(1) 支援体制の整備

町及び県は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

町は、県と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

(3) 児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、学校等の管理者は、町及び県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。

- ・第2章 原子力災害事前対策計画
 - ・第20節 要配慮者災害予防計画
-

第6 防災訓練における配慮事項

町及び県は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第3章 緊急事態応急対策計画

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第1節 計画の方針
-

第1節 計画の方針

各課共通 消防団 消防本部

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

各課共通	小浜警察署
消防団	小浜海上保安署
消防本部	

第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

ウ 県（事故対策本部長）は、関西電力(株)及び原子力規制委員会から通報・連絡及び指示を受けた事項について、直ちに原子力防災専門官、県警察本部、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊（陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設隊、海上自衛隊舞鶴地方総監防衛部及び航空自衛隊第6航空団指令。本節において以下同じ。）及び必要に応じその他防災関係機関に連絡する。

又、県（事故対策本部長）は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、原子力規制委員会及び原子力防災専門官から得た情報、町等の災害状況等を取りまとめ、遅滞なく上記防災関係機関に連絡する。

更に、県（事故対策本部長）は、本章第3節に定める「緊急時モニタリング計画」に基づき実施した初期モニタリングの結果を遅滞なく原子力規制委員会、原子力防災専門官、町、県警察本部、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊、又必要に応じその他防災関係機関に連絡する。

エ 町は、関西電力(株)及び原子力規制委員会から通報・連絡及び指示を受けた事項について、住民に対して情報提供又は指示を実施するとともに、県を通じて、西日本電信電話(株)、日本赤十字社福井県支部及び日本郵便(株)北陸支社等関係する指定地方公共機関に連絡を実施する。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとする。

イ 町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係府県の警察本部、

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係府県の県警察本部及び公衆に連絡を実施する。

又、高浜発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合、原子力規制委員会は、PAZ域内に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ域内に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請をするものとする。

一方、高浜原子力規制事務所の原子力保安検査官等、現地に配置された原子力規制委員会原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとする。

ウ 県（事故対策本部長）は、関西電力(株)及び原子力規制委員会から通報・連絡及び指示を受けた事項について、高浜町を除く市町及び関係する指定公共機関に連絡する。

エ 町は、関西電力(株)及び原子力規制委員会から通報・連絡及び指示を受けた事項について、住民に対して情報提供又は指示を実施するとともに、県を通じて、西日本電信電話(株)、日本赤十字社福井県支部及び日本郵便(株)北陸支社等関係する指定地方公共機関に連絡する。

この際、特定事象に対する町から関西電力(株)への問い合わせについては、簡潔を旨に実施する。

第2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 関西電力(株)は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係府県の警察本部、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、関西電力(株)の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとし、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡すること。

なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 県（事故対策本部長）は、関西電力(株)及び原子力規制委員会から情報を得るとともに、関西電力(株)等から連絡を受けた事項、県を含む所在市町及び指定公共機関自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

又、高浜原子力防災センター又は大飯原子力防災センター(以下、高浜原子力防災センター等という。)において、国の現地事故対策連絡会議設置後、上記の応急対策活動の状況について、現地事故対策連絡会議に報告し、情報の共有を図る。

ウ 町は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、町を含む県、所在市町及び指定公共機関自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

この際、国の現地事故対策連絡会議設置以降、同会議の場を有効に活用する。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
-

ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、町は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を実施する。

又、原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、高浜原子力防災センター等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域（PAZ及びUPZ）に係る町及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を、主として国の現地対策本部事務局（各機能班）で引き続き実施する。

ウ 県及び町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る町及び県をはじめ原子力事業者、関係機関とともに、高浜原子力防災センター等において、国の現地対策本部事務局（各機能班）に所要の職員を差し出すことにより、国の原子力災害合同対策協議会を通じて継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

エ 町は、高浜原子力防災センター等に開設した高浜町災害連絡室を通じて、町が行うPAZ域内の住民避難の状況等緊急事態応急対策活動の状況、住民避難のための輸送手段確保状況及び被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第3節 対策本部活動体制の確立

第3節 対策本部活動体制の確立

各課共通 消防団 消防本部

第1 町の活動体制

(1) 原子力災害対策のための警戒態勢

ア 警戒態勢

町は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等、以下の必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとる。

(イ) 職員の非常参集

町は、町長が事故対策本部の設置を必要と認めたときは、町の全職員を参集させるものとし、警戒態勢時の町事故対策本部の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

a 各部連絡責任者

部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

なお、各部連絡責任者はあらかじめ各部長（各課長）が指名するものとする。

b 各部連絡員

各部毎に2名を指定し、防災安全課長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。

なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。

c 指定職員

あらかじめ指定した職員で、広報担当課（総務課）、住民衛生担当課（住民課）、医務薬務担当課（保健課）その他の関係課の職員は、事故対策本部事務局に属し、防災安全課長の指示に従い、初期活動に当たるものとする。

指定職員の編成及び業務は別に定める。

(2) 事故対策本部の設置場所

事故対策本部は原則として本庁第1・第2会議室に設置するものとする。

(3) 組織及び事務分掌

① 事故対策本部の本部長は町長をもって充て、事故対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

又、事故対策本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位：副町長

第2順位：防災安全課長

第3順位：総務課長

② 事故対策本部員は、防災安全課長、総務課長、政策推進室長、総務課課長補佐、建設整備課長及び住民課長、保健課長をもって充てるものとする。

又、事故対策本部には事故対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報担当課（総務課）をもって充てるものとする。

③ 事故対策本部に表3-1の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。又各部員については、各課の職員を充てるものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第3節 対策本部活動体制の確立

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は高浜町災害対策本部事務分掌に準ずるものとする。

- ④ 事故対策本部に、本部長、本部員及び報道主管者で構成する事故対策本部会議を置くものとする。

表3-1 事故対策本部に設置する部

部名	部(課)長名
総務部	防災安全課長
渉外部	政策推進室長
財政部	総務課課長補佐
建設部	建設整備課長
住民衛生部	住民課長
保健部	保健課長

- ⑤ 町(事故対策本部長)は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ事故対策本部会議を招集するものとする。事故対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (i) 原子力事故の状況及び原子力事業者、県その他防災関係機関の初期活動実施状況
- (ii) 町の初期活動の実施に関する基本的及び重要事項
- (iii) 関係各課及び災害連絡室の調整に関する事項
- (iv) 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- (v) 国、県及び防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項
- (vi) 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- (vii) その他重要な初期活動に関する事項

事故対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、高浜町災害連絡室(高浜原子力防災センター等内)、高浜原子力規制事務所(原子力防災専門官)又は原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部、県、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

- ⑥ 事故対策本部に防災安全課次席の職員を長とし、又、政策推進室次席の職員を次長とする事務局を置き、防災安全課、総務課、住民課及び保健課をもって構成するものとする。なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局の構成員として加えることができる。

- ⑦ 各部連絡責任者会議

各部連絡責任者会議は、事故対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、総務部長、渉外部長、建設部長、財政部長、住民衛生部長、保健部長及び各部連絡責任者で構成し、総務部長が招集するものとする。

又、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときには、総務部長にその旨を申し出るものとする。

- ⑧ 事故対策本部の組織図

事故対策本部の組織図については、図3-1のとおりとする。

- (エ) 事故対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

事故対策本部を設置した場合、町(事故対策本部長)は、次の機関にその旨を通知又は報告するものとする。

- ① 原子力防災専門官

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第3節 対策本部活動体制の確立

- ② 県（危機対策・防災課、嶺南振興局、小浜土木事務所等）
- ③ 町防災会議構成団体
- ④ 関係する指定地方公共機関

(オ) 設置の公表

事故対策本部を設置した場合、町（事故対策本部長）は、有線告知放送、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、事故対策本部の標識を町長の指定する場所に掲示するものとする。

(カ) 事故連絡室の設置

- ① 町（事故対策本部長）は、事故対策本部を設置した場合、直ちに高浜原子力防災センター等に事故連絡室を設置し、初期活動を実施するものとする。
- ② 事故連絡室長は、政策推進室長を、又副事故連絡室長には次席の職員をもって充てるものとする。

(キ) 高浜原子力防災センター等の設営準備等

政策推進室長（事故連絡室長）は、県、原子力防災専門官等と連携して、高浜原子力防災センター等の設営に係る準備を行うものとする。

又、防災関係機関に対して必要な資機材の提供を要請するものとする。

イ 高浜原子力防災センター等の設営準備への協力

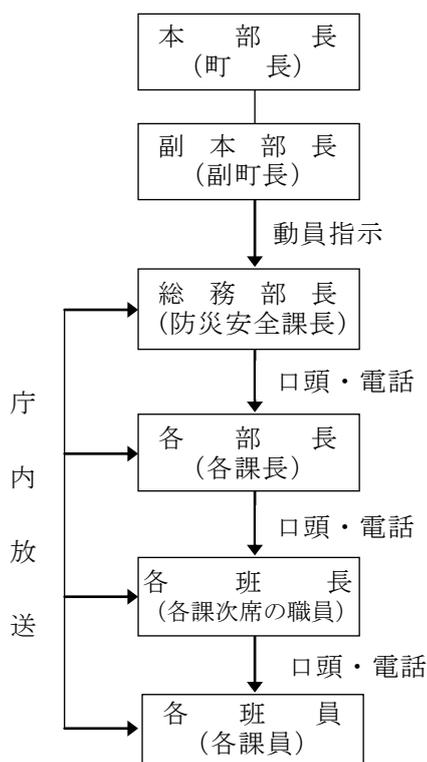
町は、警戒事態発生の通報を受けた場合、直ちに高浜原子力防災センター等の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

ウ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を高浜原子力防災センター等にて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、災害連絡室長（政策推進室長ほか）を高浜原子力防災センター等に派遣するものとする。

エ 動員指示の伝達及び系統

口頭、電話等迅速、的確な方法により以下の系統で伝達するものとする。

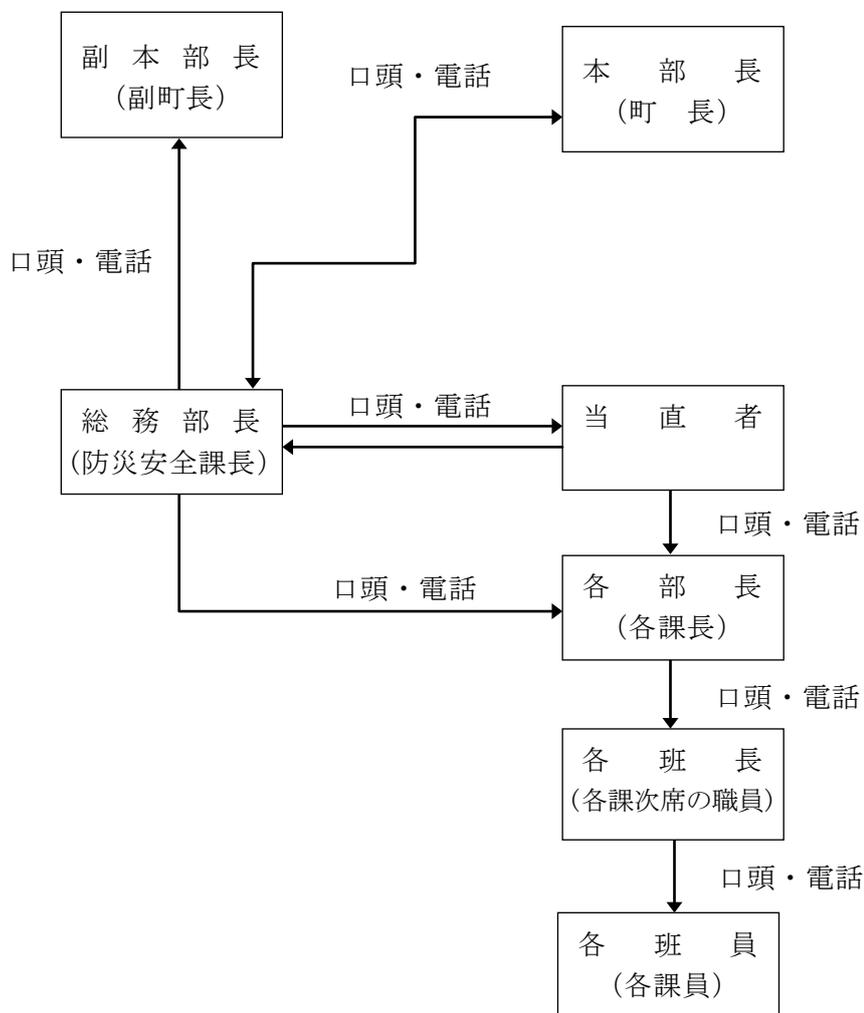


- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第3節 対策本部活動体制の確立

オ 勤務時間外又は休日等における伝達等

(ア) 伝達方法、系統

動員指示については、電話によるものを第1とし、迅速、的確な方法により以下の系統で伝達するものとする。



(イ) 上記(ア)以外の参集

- a 警戒配備体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集するものとする。
- b 全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集するものとする。

(ウ) 参集場所

原則として、各職員の所属先とする。

(エ) 参集状況の報告

緊急時の参集において、各部の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、人事担当課に報告するものとする。

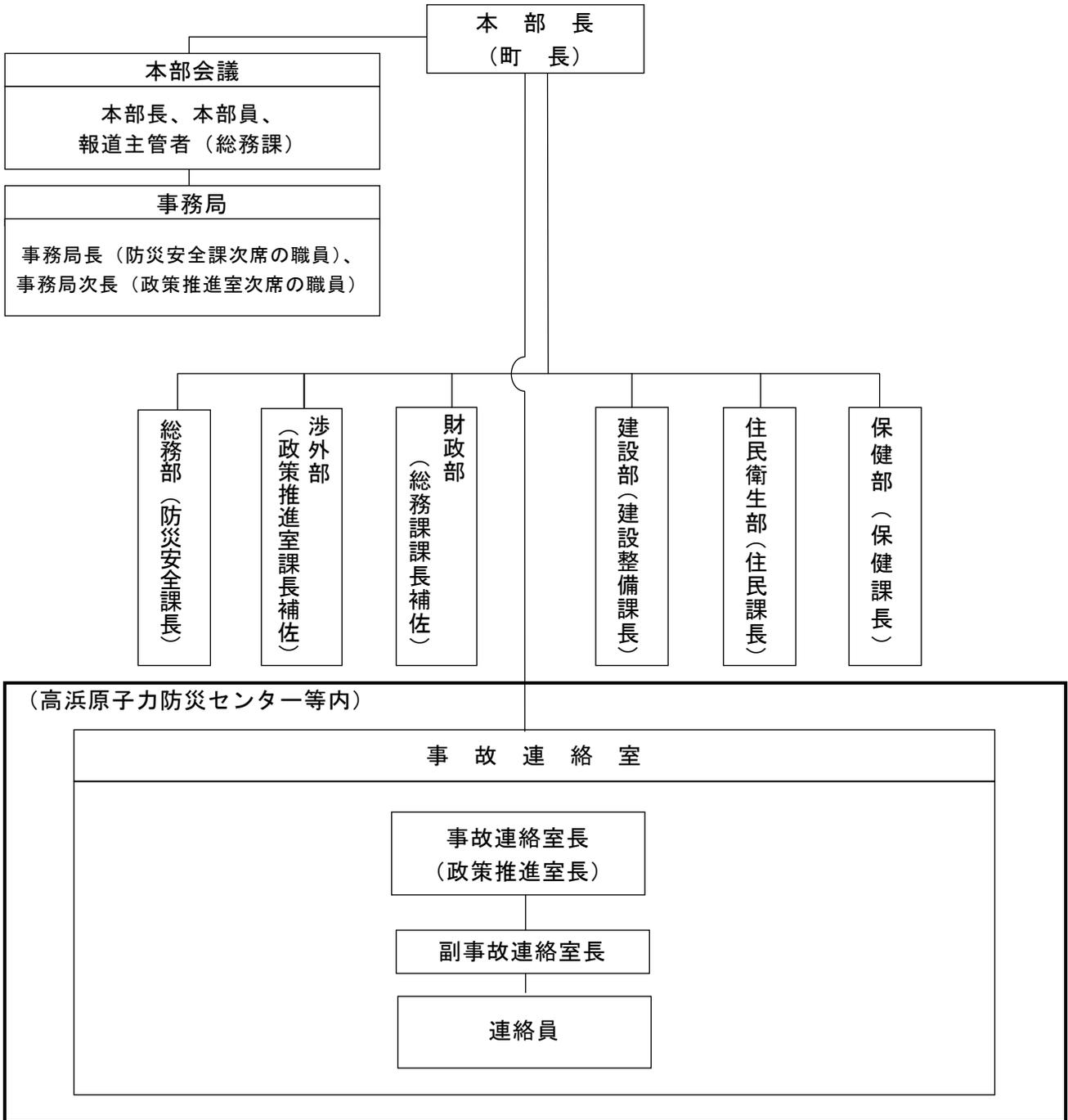
カ 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第3節 対策本部活動体制の確立

図3-1 町事故対策本部組織図



- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第3節 対策本部活動体制の確立
-

(2) 施設敷地緊急事態進展時以降の態勢

ア 災害対策本部の設置

町は、次の場合に災害対策本部を設置するものとする。

- (ア) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- (イ) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- (ウ) その他、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として引き続き本庁第1・第2会議室に設置するものとする。

ウ 組織及び事務分掌

(ア) 災害対策本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

(イ) 災害対策本部副本部長は副町長をもって充て、災害対策本部長に事故のあるときは、その職務を代理するものとする。

又、災害対策本部長（町長）不在の時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位：副町長

第2順位：防災安全課長

第3順位：総務課長

(ウ) 災害対策本部員は、災害対策本部条例にもとづき、図3-2の班構成によるものとする。

又、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報担当課（総務課）をもって充てるものとする。

(エ) 災害対策本部に上記の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は高浜町災害対策本部条例で定めるものとする。

(オ) 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員及び報道主管者で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

(カ) 町（災害対策本部長）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

(i) 町の災害状況及び災害応急対策実施状況

(ii) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的及び重要事項

(iii) 災害対策本部内各部及び高浜原子力防災センター内災害連絡室の調整に関する事項

(iv) 防災関係機関との連携推進に関する事項

(v) 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項

(vi) その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、災害連絡室、国、県、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

(キ) 災害対策本部に防災安全課次席の職員を長とし、又、政策推進室次席の職員を次長とする事務局を置き、防災班、広報班及び渉外班をもって構成する。

なお、事務局長は、必要に応じその他の班を事務局に構成員として加えることができる。

・第3章 緊急事態応急対策計画
・第3節 対策本部活動体制の確立

- (ク) 緊急時に動員する職員
緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。
- (i) 各部連絡責任者
各部（課）の主査クラスの職員を充て、部内各課相互の緊密な連絡・調整を図るものとする。
- (ii) 各部連絡員
各部毎に2名を指定し、防災班長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。
なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。
- (iii) 指定職員
あらかじめ指定した職員で、事務局、災害連絡室以外の職員は、本部事務局に属し、各班長の指示に従い、応急対策活動に当たるものとする。
指定職員の編成及び業務は別に定める。
- (ケ) 各部連絡責任者会議
各部連絡責任者会議は、災害対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長（防災安全課次席の職員）、事務局次長（政策推進室次席の職員）、防災班長、広報班長、渉外班長及び各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。
又、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。
- (コ) 災害対策本部の組織図
災害対策本部の組織図については、図3-2のとおりとする。
- エ 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知
災害対策本部を設置した場合、町（災害対策本部長）は、次の機関にその旨を通知又は報告するものとする。
- (ア) 原子力防災専門官
(イ) 県
(ウ) 町防災会議構成団体
- オ 設置の公表
災害対策本部を設置した場合、町（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を町長（災害対策本部長）の指定する場所に掲示するものとする。
- カ 災害連絡室の設置
- (ア) 町（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置した場合、直ちに高浜原子力防災センター等内に災害連絡室を設置するものとする。
- (イ) 災害連絡室には副町長を長とする別に定める職員を派遣するものとする。又、副町長は、現地報道管理者を兼ね広報を統括するものとする。ただし、災害連絡室長に事故あるとき又はその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、災害対策本部長の指名した者がその職務を代理するものとする。
- (ウ) 町（災害連絡室長）は、県と連携して、国の専門家が的確に指導、助言を行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。
- (エ) 町（災害連絡室長）は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、町の災害対策本部が行う応急対策の状況等について現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第3節 対策本部活動体制の確立
-

キ 国の現地事故対策連絡会議への出席

町（災害連絡室長）は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、同会議に出席し、町の災害対策本部が行う応急対策の状況、特に要配慮者の避難及びその他の住民の避難準備等について随時報告するとともに、所要の調整を実施するものとする。

ク 国の原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び全体会議への出席

町（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言発出後、高浜原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される事務局（各機能班）に、別に定める職員を派遣する。又、高浜原子力防災センターに開設した高浜町災害連絡室長をもって全体会議に出席し、原子力事業所の状況、モニタリング情報、医療関係情報の把握等の情報の入手を図るとともに、住民避難・屋内退避等（輸送手段確保、避難先の受入れ状況を含む。）の防護措置実施に必要な所要の調整を実施するものとする。

ケ 国の専門家との連携

町（災害対策本部長）は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合以降、必要に応じ、県と連携して、あらかじめ定められた手続きに従い国に対して専門家の派遣を要請し、国の専門家の助言を得て、必要な対策を講ずるものとする。

コ 文書及び記録

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとする。
- (イ) 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず防災班に合議するものとする。
- (ロ) 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。
- (ハ) 災害対策本部長印は、防災班（防災安全課）にて保管するものとする。
- (ニ) 災害対策本部長、同本部の各部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達及び国、県及び防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報の発信、受信の確実を期するものとする。

サ 災害対策本部の廃止基準

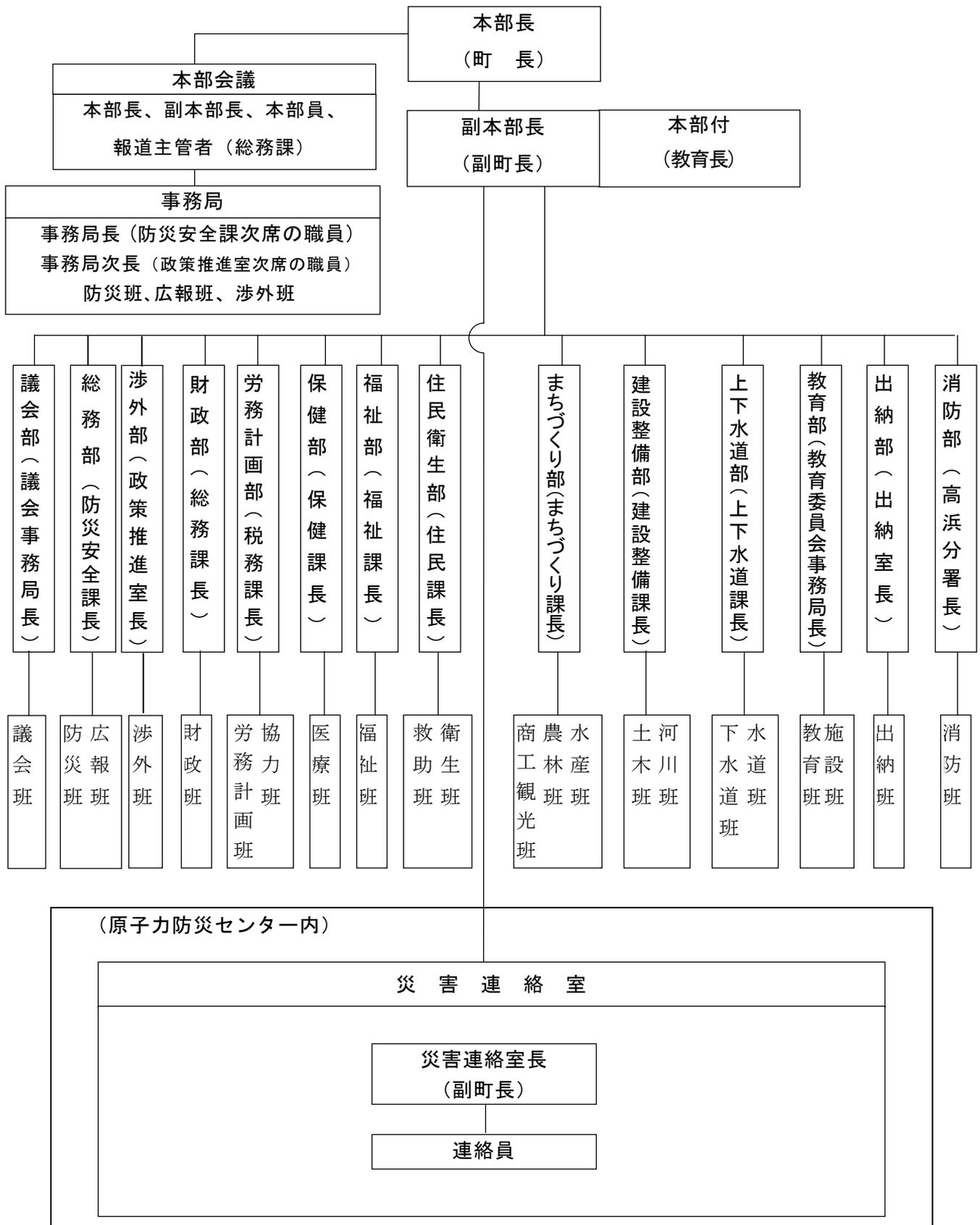
原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言が発出され、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったときに災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第3節 対策本部活動体制の確立

図3-2 町災害対策本部組織（概略）図



※ 災害連絡室設置は原子力災害時のみ

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第3節 対策本部活動体制の確立
-

第2 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結している災害時応援協定に基づき、大野市、志賀町（石川県）に対し速やかに応援要請を行うものとする。

又、町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第3 自衛隊に対する災害派遣の要請

町長は、P A Z 及びU P Z 域内の住民避難の援助（住民の輸送を含む。）、応急及び被ばく医療、物資の緊急輸送等、住民の防護措置実施に当たり、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、県知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第4 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町（災害対策本部長）は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保

原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通整理、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を確立する。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

又、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 町（災害対策本部長）（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じ防災業務関係者に対し、

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第3節 対策本部活動体制の確立
-

防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。

イ 町（災害対策本部長）は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県（災害対策本部長）その他防災関係機関に対して調達を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

イ 町（災害対策本部長）は、災害連絡室に被ばく管理の場所を設定して行い、万一被ばくした場合には、県（災害対策本部長）に対して除染等の医療措置を要請するものとする。

ウ 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、町においてこれが困難な場合は、県（災害対策本部長）及び他の防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。

エ 町（災害対策本部長）は、応急対策を行う職員の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県（災害対策本部長）及び原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第4節 避難、屋内退避等の防護措置

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

防災安全課	まちづくり課
税務課	建設整備課
福祉課	教育委員会
保健課	消防団
住民課	消防本部

第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

- (1) 町は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備を行うものとする。
- (2) 町は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うものとする。又、町は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うものとする。
- (3) 町は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置についてを指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

又、町は、PAZ内の避難の実施に併せ、国若しくは県の要請又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう勧告又は指示等を実施するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

又、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された町長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- (5) 町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

又、町は、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

- (6) 町は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

又、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供す

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第4節 避難、屋内退避等の防護措置
-

るものとする。

(7) 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。

この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すものとされている。

(8) 町は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第2 避難手段

町は、避難対象地域の住民に対し避難を指示し、次のとおり避難を行うものとする。

(1) 自家用車による避難

ア 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、町は、避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。

イ 町は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。

(ア) 町は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知するものとする。

(イ) 町は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、あらかじめ指定した避難先以外の場所に避難した場合には、町に避難先を連絡するよう、事前に周知するものとする。

(2) 自家用車以外での避難

ア 自家用車による避難をしない住民は、町が定める場所から、県又は町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

なお、避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、県又は町が確保した避難用のバス若しくは応急出動した自衛隊車両による避難を行うものとする。

イ 自衛隊車両等により避難した住民は、町が定める場所から、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定したための避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、避難車両中継所から県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先へ避難するものとする。

ウ 県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶又はヘリコプターにより避難を行う住民は、県又は町があらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動し、その後、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、県又は町があらかじめ指定した半島部の港湾又は漁港若しくは臨時ヘリポートから、船舶、ヘリコプター等で、あらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動し、その後、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

(3) 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、町の指示により、次のとおり行うものとする。

ア 学校の生徒等が在校時においては、県又は町が確保した避難用のバス若しくは応急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。

イ 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。

又、介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第4節 避難、屋内退避等の防護措置
-

衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

ウ 病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、県又は町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

又、介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関又は福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

第3 避難所等

- (1) 町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。又、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。
- (2) 町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。又、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。
- (3) 町は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。又、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。又、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 町は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (5) 町は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 町は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 町は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。又、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第4節 避難、屋内退避等の防護措置
-

(9) 小浜警察署は、避難場所における窃盗を始めとする各種犯罪の防止等生活の安全安心を図るものとする。

第4 広域一時滞在

- (1) 町は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待ついとまがないときは、町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を当該町に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、町及び当該町を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該町に代わって行うものとされている。

第5 安定ヨウ素剤の予防服用

避難又は屋内退避等の対象区域を含む町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

ア 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

イ 町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

ア 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

イ 避難又は屋内退避等の対象区域を含む町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第6 避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第4節 避難、屋内退避等の防護措置

第7 要配慮者への配慮

- (1) 町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。又、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。又、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

第10 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

町は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難の勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

第11 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。又、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 被災した町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 被災した町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

【緊急物資の集積場所】

施設名	所在地	連絡先
高浜町立中央体育館	高浜町宮崎第92号1番地の1	(0770) 72-3936

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第4節 避難、屋内退避等の防護措置
-

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第5節 治安の確保及び火災の予防
-

第5節 治安の確保及び火災の予防

住民課 小浜警察署

町（災害対策本部長）は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

保健課
上下水道課

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。町は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。町は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。

食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、町は、国および県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

表3-2 飲食物の摂取制限を要する基準(OIL6及びOIL3に相当)

基準の種類	基準の概要	初期値			防護措置の概要
飲食物スクリーニング基準(OIL3に対応)	経口摂取による被ばく影響を早急に防止するため、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施する地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上1m)			数日内を目途に区域を特定し、当該地域においてOIL6に基づく飲食物摂取制限に係る飲食物中の放射性核種濃度のスクリーニングを実施。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※1	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物放射性核種濃度のスクリーニングと分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※2	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	

※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA GSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第7節 緊急輸送活動

第7節 緊急輸送活動

防災安全課	教育委員会
税務課	消防本部
保健課	小浜警察署
まちづくり課	小浜海上保安署
建設整備課	

第1 計画の方針

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員及び緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第2 緊急輸送の順位

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認められるときは、次の順位を原則として県（災害対策本部長）と連携して調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

第3 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急輸送の実施

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）及び防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

(2) 調達斡旋の応援要請

町（災害対策本部長）が行う、原子力災害時における輸送車両等の調達及び運用は、次のとおりとする。

ア 指定公共機関等への依頼

町内の営業用車両、船舶等保有者に対し、あらかじめ協力方を依頼し、出動要請を行うものとする。

イ 輸送関係省庁への依頼

町（災害対策本部長）は、人員、車両等の調達に関して、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請するものとする。

ウ 町（災害対策本部長）は、上記イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 緊急輸送のための交通確保

ア 航空輸送

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）が関係機関に対してヘリコプターの出動を要請した場合、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県（災害対策本部長）に対して連絡を行うものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第7節 緊急輸送活動

イ 陸上輸送

(ア) 道路輸送

- a 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握し、当該情報をもって県（災害対策本部長）が緊急輸送ルートを選定に際して情報提供を行うものとする。
- b 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県（災害対策本部長）が選定した緊急輸送ルートの確保に努めるものとする。
- c 道路管理者及び県警察本部長は、交通規制に当たる警察官と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるとともに、その他防災関係機関及び住民に対して周知を図るものとする。

(イ) 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、実施機関において西日本旅客鉄道株式会社等と協議して行うものとする。

ウ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効率的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部及び中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施するものとする。

第4 交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通路等を確保するものとする。

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょう等の通行支障箇所について、必要に応じ、小浜警察署長その他防災関係機関に通報、又は連絡するものとする。

又、道路管理者は、その管理に属する道路橋りょうに被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

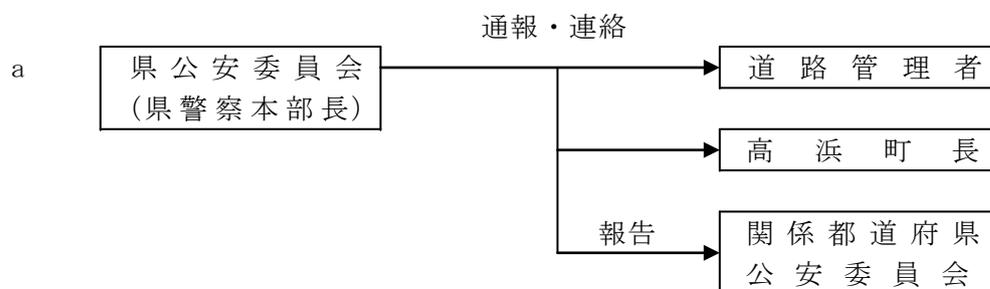
(2) 交通規制措置

ア 交通規制の実施及び緊急交通路の指定の要請

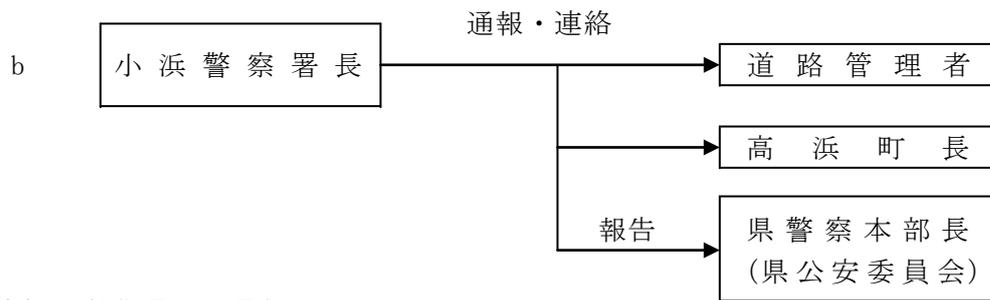
町（災害対策本部長）は、災害発生後の警戒区域への流入車両の抑制や、物資輸送等緊急通行車両の交通路の確保について、県警察に要請するものとする。

イ 規制情報の連絡及び周知

(ア) 関係機関への連絡等



- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第7節 緊急輸送活動
-



(イ) 一般住民への周知

町（災害対策本部長）は、上記アの交通規制について、県公安委員会及び県警察が行う一般住民への周知に協力するものとする。

第5 立入制限措置

町（災害対策本部長）は、小浜警察署長及び敦賀海上保安部長と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、CATV、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図るものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第8節 救助・救急、消火及び医療活動

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

防災安全課	消防本部
住民課	小浜警察署

第1 救助・救急及び消火活動

(1) 陸上における救出・救助及び消火対策

ア 町（災害対策本部長）の措置

町（災害対策本部長）は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察及び若狭消防組合消防本部の協力を得て実施するものとする。

又、県（災害対策本部長）に対し被害の状況及び応援の必要性等を連絡するとともに、町自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、又は救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、県市町村消防相互応援協定に基づき他市町村（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請するものとする。

イ 若狭消防組合消防本部の措置

若狭消防組合消防本部は、町（災害対策本部長）、県警察その他防災関係機関と協力して救助・救急活動を行うものとする。

又、消火活動について、若狭消防組合消防本部は、町（災害対策本部長）、県警察その他防災関係機関と協力し、退避等の指示が行われると同時に、あらゆる手段及び方法により、住民に対して出火防止及び初期消火について次の事項を中心に広報するものとする。

(ア) 火気の遮断

退避等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ及び石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(イ) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

ウ 救助・救急及び消火活動の応援要請

町（災害対策本部長）は、町内の消防力で対処できないと判断した場合は、県（災害対策本部長）に対して、広域消防応援隊、緊急消防援助隊又は自衛隊の出動を要請するものとする。

エ 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 海上における救助・救急対策

ア 海上における救助・救急活動への協力

町（災害対策本部長）は、敦賀海上保安部、県警察本部その他関係機関と連携協力し、船舶の避難等海上における災害発生に伴う次の措置をとるものとする。

(ア) 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとるものとする。

(イ) 救助活動において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規則その他の所要措置をとるものとする。

(ウ) 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとるものとする。

イ 海上における救助・救急活動の応援要請

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第8節 救助・救急、消火及び医療活動
-

町（災害対策本部長）は、海上での救助・救急について必要な場合は、県（災害対策本部長）に対し応援を要請するものとする。

(3) 空からの救助・救急対策

町（災害対策本部長）は、航空機やヘリコプターを活用した救助・救急を行うために、あらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図るものとする。

又、空中からの救助・救急について、必要な場合は県（災害対策本部長）に対し、応援を要請するものとする。

第2 医療措置

(1) 緊急被ばく医療体制

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）が緊急時医療本部を設置したときは、相互の緊密な連携のもと、心身の健康相談や安定ヨウ素剤の配付、救護所の運営等を実施するものとする。

(2) 緊急被ばく医療措置

ア 傷病の分類とその措置

県が定める、原子力防災対策上考慮すべき傷病の分類及びそれに対する医療措置は、表3-3のとおりである。

イ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用は、県（災害対策本部長）が国及び国の専門家と協議し、これを決定するものとされている。なお、原子力緊急事態宣言発出後においては、国の原子力災害現地対策本部からの指導・助言があった場合は、これに基づき決定するものとする。

ウ 緊急被ばく医療措置従事者の汚染拡大防止

緊急被ばく医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取り込み及び医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。

エ 被ばく者の三次被ばく医療機関への搬送

町（災害対策本部長）は、被ばく者の三次被ばく医療機関への搬送について、県（災害対策本部長）に対し要請することができる。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第8節 救助・救急、消火及び医療活動

表3-3 緊急被ばく医療体制の概要

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺等について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線予防措置 ・救急蘇生法(ACLS) ・合併損傷(創傷、熱傷) 	<p>放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿及び血液の放射能の計測及び必要な医療措置を行う。</p> <p>《緊急時医療対策施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況及び線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始 	<p>二次被ばく医療機関で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期及び二次被ばく医療機関行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当機関	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所 ・事業所内救急医療施設 ・県が定める医療機関 <p>外来診療: 国立病院機構福井病院、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院、社会保険高浜病院</p> <p>外来診療支援: 福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井社会保険病院、公立丹南病院</p>	<p>福井県立病院 緊急時医療対策施設</p> <p>福井大学医学部附属病院 (支援機関)</p>	<p>広島大学 (西日本ブロックの三次被ばく医療機関)</p> <p>放射線医学総合研究所 (三次被ばく医療機関)</p>

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第9節 住民への的確な情報の伝達活動

第9節 住民への的確な情報の伝達活動

防災安全課 総務課

原子力災害は、放射性物質又は放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱、又は流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。又、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民への情報伝達活動

1 広報の留意事項

- (1) 原子力災害は、地震等の自然災害と異なり、既存の情報伝達手段が破壊されることは考えにくいことから、同報系の防災行政無線、テレビ、ラジオ等を有効に活用するものとする。
- (2) 情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報するものとする。
- (3) 町、国、県その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないように、定期的な情報提供に努めるものとする。

2 町の広報体制

- (1) 町は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表及び広報を行うものとする。
- (2) 事故対策本部及び災害対策本部設置時には、町長の指定する場所に記者発表室を設置し、又、災害連絡室設置時には高浜原子力防災センターに県が設置する記者発表室において、報道機関等に対応するものとする。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、高浜原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、町の報道主管者も、国の記者会見に同席し、町や県の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。
- (3) 町は、報道機関、CATV、広報車等を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、町の対策等を周知徹底するものとする。
- (4) 報道主管者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。

又、この場合において、報道主管者は、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部の各部各班の担当者を同席させることができる。
- (5) 町は、放射性物質又は放射線による人体への影響等を考慮し、報道機関に対して原子力災害が発生した原子力事業所での取材制限の措置をとることができるものとする。

なお、この措置をとった場合には、高浜原子力防災センターでの記者発表に原子力事業者の同席を得るなどの対応を図るものとする。
- (6) 町は、原則として、事故対策本部、災害対策本部及び高浜原子力防災センターへの報道機関の入室を制限するものとする。

ただし、あらかじめ定めた場所についてはこの限りでない。
- (7) 町は、写真、VTRを活用した情報収集を行うため、必要に応じ、職員を現地に派遣するものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第9節 住民への的確な情報の伝達活動
-

3 町が行う広報事項

町は、県等からの指示に従い、CATV、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を周辺住民のニーズを十分把握し的確に行うものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(1) 警戒配備体制を決定したとき

町の独自の手段・方法により広報を行うものとするが、特に環境への影響がない事実を併せて広報するものとする。

(2) 事故対策本部を設置したとき

〈広報事項〉

- ア 町からの緊急広報であること
- イ 町及び県に事故対策本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- エ 原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）
- オ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- カ 町、県その他防災関係機関の対応状況
- キ 住民及び一時滞在者のとるべき措置
- ク 相談窓口の設置場所及び問合せ先
- ケ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- コ 交通規制の状況
- サ 避難所以外に避難した場合の連絡
- シ その他必要事項

(3) 災害対策本部を設置したとき

〈広報事項〉

上記(2)に掲げる広報事項に準じるものとする。

なお、災害対策本部を設置したときは、原子力事業所の周辺地区に情報発信拠点として現地防災情報センターを開設し、必要な職員を派遣するとともに、県、県警察、関係消防本部、原子力事業者と緊密な連携をとり、協力して住民に対し迅速かつ的確な情報提供を行うものとする。

(4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて広報内容を十分内容を確認した上で、広報活動を行うものとする。

〈広報事項〉

上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- イ 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと

(5) 防護対策地区を決定した指示があった場合

〈広報事項〉

上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 決定した防護対策の内容
- イ 防護対策地区の範囲及び具体的な設定地域の内容

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第9節 住民への的確な情報の伝達活動
-

ウ 防護対策地区及びその周辺の交通規制の内容

エ 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護対策地区を決定した指示があった場合以後については、退避等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。

4 災害情報インターネット通信システムの活用

町及び県は、災害情報インターネット通信システムを活用し、退避者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、住民、関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を町長の指定する場所に開設するものとする。又、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3 資料の保存

町、県その他防災関係機関は、収集又は取材した資料、写真等を整理・保存するものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
- ・第10節 自発的支援の受入れ等

第10節 自発的支援の受入れ等

福祉課

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制及び活動体制について定める。

第1 ボランティアの受入れ

1 災害時ボランティア活動の制限

町（災害対策本部長）は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。

2 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県（災害対策本部長）が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、町（災害対策本部長）は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行うものとする。

3 災害時ボランティアの受入体制

町（災害対策本部長）は、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮する。

又、ボランティアの活動への参加希望や避難所等における必要な業務や人数等のボランティアニーズを把握し、県（災害対策本部長）と連携して情報提供を行うものとする。

4 災害時ボランティアの活動体制

町（災害対策本部長）は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりを行うものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

被災した町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部報道機関を通じて国民に公表するものとする。又、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、又、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第10節 自発的支援の受入れ等
-

するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

- ・第3章 緊急事態応急対策計画
 - ・第11節 行政機関の業務継続に係る措置
-

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

各課共通

庁舎が避難のための立ち退きの勧告又は指示により使用できなくなった場合等においても業務継続を行う必要がある。

- 1 町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策計画

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第1節 基本方針
-

第1節 基本方針

各課共通 消防団 消防本部

原子力災害により、放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第2節 緊急事態解除宣言後の対応
-

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

防災安全課

町（災害対策本部長）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第3節 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
-

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

防災安全課

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第4節 放射性物質による環境汚染への対処
-

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

防災安全課 まちづくり課 上下水道課

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第5節 各種制限措置の解除
-

第5節 各種制限措置の解除

防災安全課	上下水道課
福祉課	教育委員会
保健課	消防団
住民課	消防本部
まちづくり課	

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。又、解除実施状況を確認するものとする。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第6節 災害地域住民に係る記録等の作成
-

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

防災安全課

第1 災害地域住民の登録

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、退避等施設において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

第2 損害調査

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町において被災者が受けた損害を調査するものとする。

- (1) 退避等措置
- (2) 飲料水、飲食物及び農畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

第3 諸記録の作成

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策措置した諸記録を作成するものとする。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第7節 被災者等の生活再建等の支援
-

第7節 被災者等の生活再建等の支援

防災安全課

- (1) 町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。町の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第8節 風評被害等の影響の軽減
-

第8節 風評被害等の影響の軽減

防災安全課 まちづくり課

町（災害対策本部長）は、国及び県（災害対策本部長）と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第9節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
-

第9節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

まちづくり課

独立行政法人中小企業基盤整備機構及び町（災害対策本部長）は、国、県（災害対策本部長）と連携して、被災中小企業に対して、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付け又必要枠の確保など、適切な措置を講じるものとする。

又、これら資金貸付け等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付け及び既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し、適切な指導を行うものとする。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第10節 心身の健康相談体制の整備
-

第10節 心身の健康相談体制の整備

保健課

町（災害対策本部長）は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するとともに、必要に応じて相談窓口を設置するものとする。

- ・第4章 原子力災害中長期対策計画
 - ・第11節 住民相談体制の整備
-

第11節 住民相談体制の整備

福祉課 保健課

町（災害対策本部長）は、県（災害対策本部長）と協力し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は、本章第9節に定める被災中小企業、被災農林畜水産業等に対する援助、助成措置に係る相談窓口及び本章第10節に定める心身の健康に関する相談窓口と連携を図り、住民に対する的確な対応を行うものとする。

高浜町地域防災計画

(原子力防災編)

昭和59年 3月 作成
平成 2年 3月 修正
平成14年 2月 修正
平成16年 6月 修正
平成19年 3月 修正
平成23年 3月 修正
平成25年 8月 修正
平成26年 8月 修正

編集 高浜町防災会議

発行 高 浜 町

〒912-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎 71-7-1

TEL (0770)-72-1111

FAX (0770)-72-4000
